

広瀬川（川俣町）の事業が完了しました！

（令和4年2月撮影）



改良前の広瀬川

2年後
の様子

（令和6年7月撮影）



改良後の広瀬川

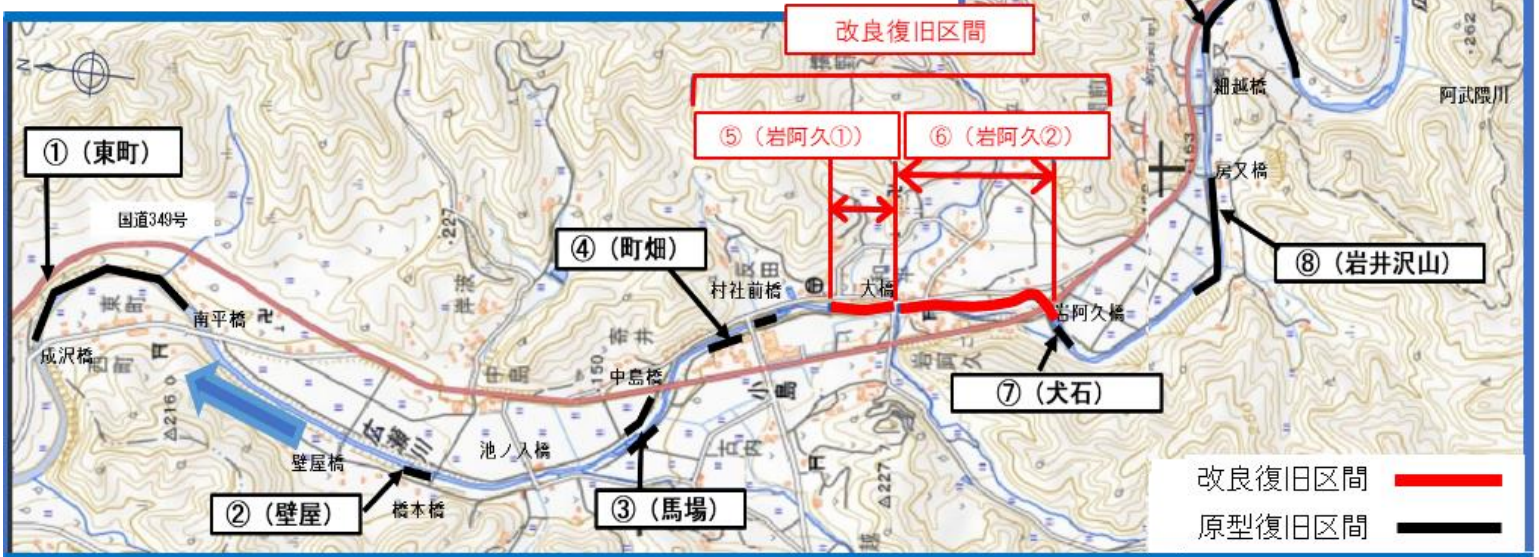
改良復旧区間について

- ①川幅の狭い区間を広げました
- ②河川沿いに維持管理のための1mまたは3m幅の通路を設けました



■ : 護岸ブロック — : これまでの川幅
■ : 掘削 — : 新しい川幅

川俣町と伊達市を流れる広瀬川は、令和元年10月の台風19号の豪雨で被災しましたが、令和6年5月に、全区間で工事が完成しました。元通りにする区間（①～④、⑦～⑨）と、川幅を広げる区間（⑤、⑥）で工事を進めてきました。地域の皆さまのご理解、ご協力ありがとうございました。



【令和元年東日本台風関連】

- 改良復旧事業
- ①山舟生川 [伊達市]
- ②広瀬川 [川俣町] ⇒R6.5完了
- ③移川 [二本松市]
- ④安達太田川 [二本松市] ⇒R6.3完了

- 背水対策事業
- ①滝川・滑川 [国見町]
- ②塩野川 [伊達市]
- ③佐久間川 [桑折町]
- ④濁川 [福島市]
- ⑤安達太良川 [本宮市]

令和4年地震で被災した伊達橋、伊達崎橋の復旧を進めています

■伊達橋

令和4年3月16日発生地震により被災した伊達市の国道399号伊達橋は、国の権限代行による災害復旧が進められ、令和5年10月29日(日)に仮橋が開通し、通行止めが解除になりました。

現在は被災した桁の撤去が完了し、伊達橋の架け替えに向け、橋台・橋脚の補強工事、桁の製作工事が進められています。

引き続きご不便おかけしますが、地域の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



■伊達崎橋

同じく令和4年3月16日発生地震により被災した桑折町の(主)浪江国見線伊達崎橋は、現在大型車通行止めとなっておりますが、国の修繕代行事業として詳細な調査検討を行った結果、令和6年4月16日に復旧方針が決定し公表されました。

- 下部工(橋脚、橋台)を補修・補強します。
 - 河川流水部の洗掘対策を行います。
 - 上部工(橋桁、床版)を軽量化して架け替えます。
 - 県の歩道整備事業計画と一体となって、新たに「歩道整備」も行います。
- 引き続きご不便おかけしますが、地域の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



伊達崎橋の復旧方針

県北建設管内でも、盛土規制法による規制が始まりました!!

県北建設事務所管内(中核市である福島市を除く7市町村)では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)に基づく規制区域を令和6年9月24日に指定しました。

令和6年9月24日時点で行っている盛土等については、規制区域の指定日から21日以内に届出が必要です。

新たな盛土等を行う場合には、許可・届出が必要です。

- ※許可対象となる盛土等の規模は右図を参照してください。
- ※規制区域など詳細は、県の都市計画課ホームページをご覧ください。
- ※福島市の規制区域などについては、福島市へお問い合わせください。

許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)		赤文字	青文字
例えは... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等			
要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)
イメージ			
要件	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①~④を除く)	
イメージ			
一時的な土石の堆積			
例えは... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等			
要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの	
イメージ			

【国バフレットより】

福島県県北建設事務所 企画調査課

TEL 024-521-2513 FAX 024-521-2848

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41310a/>

